

議第97号

市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線の認定をする。

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	山中新田14号線	三島市山中新田 375 - 2		—	1084.90
		三島市山中新田 189 - 4			
②	山中新田15号線	三島市山中新田 141 - 2		—	292.80
		三島市山中新田 137 - 2			
③	エビノ木2号線	三島市エビノ木 4745 - 458		—	312.00
		三島市エビノ木 4745 - 476			
④	笹原新田30号線	三島市エビノ木 4745 - 584		—	1146.40
		三島市笹原新田 80 - 1			
⑤	笹原新田31号線	三島市笹原新田 81 - 1		—	94.00
		三島市笹原新田 38 - 8			

令和元年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士